

第 27 回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会 議 事 概 要

日 時 平成 29 年 10 月 6 日(金曜日)

午後 4 時 00 分 ~ 5 時 50 分

開催場所 辻堂市民センター 第 1 談話室

出席者

委員長	松本 喜夫 (辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会)
委員	関岡 壽夫 (辻堂まちづくり会議)
委員	小川雄二郎 (辻堂地区防災協議会)
委員	野中 富央 (辻堂地区社会福祉協議会)
委員	松原 和憲 (建設地近隣町内会等)
委員	石田 節代 (辻堂海岸団地自治会)
委員	金子 節子 (辻堂公民館評議員会)
委員	池田 潔 (辻堂市民センター)
委員	宮原 伸一 (市民自治推進課)
委員	黒澤 卓司 (生涯学習総務課)
委員	饗庭 寛子 (総合市民図書館)
委員	齊藤 康 (地域包括ケアシステム推進室)
委員	菅原 淳弥 (消防総務課)
委員	澁谷 亮 (消防総務課)
委員	神原 勇人 (教育総務課)
委員	佐藤 繁 (教育総務課)

事務局

内田美智夫 (辻堂市民センター)
大岡 誉和 (市民自治推進課)
近藤 清志 (市民自治推進課)

その他

亀井勝一郎 (危機管理課)
岩井 飛雄 (危機管理課)
奥田 涼磨 (危機管理課)
岡 健志 (公共建築課)
新木 重蔵 (公共建築課)
塩野 充彦 (公共建築課)
斎藤 啓介 (株式会社 国設計)
小坂 貴志 (株式会社 国設計)
松尾 隆志 (株式会社 国設計)

傍聴人

7人

配布資料

1. 会議次第
2. 出席者名簿 (資料 1)
3. 前回 (8 / 25) 委員会の確認について (資料 2)
4. 辻堂市民センター・公民館、消防出張所等再整備について (お知らせ No.2) (資料 3)
5. 地域防災計画 (抜粋) 等
6. 平面図 (1 ~ 3F 及び屋上) 断面図、日影検討図
7. 交通図
8. 津波避難動線計画

1 開会

委員長

第 27 回辻堂センター・公民館検討委員会を開催します。今回も公開にして、傍聴を認めておりますので、よろしくお願いたします。

事務局

傍聴人の方への注意事項です。傍聴者の方々は、写真撮影、ビデオ等の撮影、録音をしないようにお願いします。資料の扱いは、会議の最後に決定しますので、途中退席される方は資料を席に残していただくようにお願いします。

2 議題

委員長

ただ今より議題に入ります。事務局から資料の確認をお願いします。

事務局

資料の確認をさせていただきます。A4でホチキス止めの次第が最初にあります。続いて、「辻堂市民センター・公民館、消防出張所等再整備について(お知らせ No.2)」です。次に、「地域防災計画(抜粋)等」です。その次に、ホチキス止めA3の「平面図1～3F及び屋上」等が、次に「交通図」でA3版3枚になっています。最後に、A3カラー刷りの「津波避難スペースへの避難経路の検討」で、これは、次第に記載した「津波避難動線計画」の資料です。名称が一致していなくて申し訳ございません。以上です。

委員長

本日は、時間に限りがありますので、円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議題の第1番「確認・報告事項」に入ります。事務局から一括して説明していただきます。

事務局

次第をご覧ください。「2 議題(1)確認・報告事項」についてです。「前回の建設検討委員会の確認について」、「9月市議会定例会に出された陳情について」、「傍聴人からのヒアリングについて」、この3点を一括して報告します。

「前回の建設検討委員会の確認について」ですが、資料2を使ってご説明します。

「基本設計案の見直しについて」は、今まで検討してきた機能を維持しながら、日影の影響に配慮して北側の建物の天井高を低くし、体育室の屋根形状を変更し、さらに建物を南に0.5メートル移動するよう見直し、この設計が最終案として決定されたことを確認しました。このことについて、市が辻堂海岸団地1号棟、2号棟及び3号棟を戸別に訪問し、説明しているところです。現在26戸を訪問し、継続してまいります。

「お知らせ No.2 について」は、9月10日号の市広報と合わせて配布させていただいています。配布の結果、電話で、全体スケジュールにかかるご質問を1件いただきましたので、辻堂市民センターから回答しています。配布から1カ月ほど経ちますが、その他の問い合わせはありません。

「地域交流スペースの活用について」は、建設検討委員会で今までの検討の経緯を確認しました。今後、見直し後の基本設計案に基づいて、ソフト事業を展開するための検討を進めることとしました。

「周囲の道路について」は、今までの検討を踏まえた提案に対して、現状維持のご意見がありました。また、周囲だけでなく周辺を含めた検討が必要だとのご意見がありましたので、本日、再検討していただき、建設検討委員会の考えとして、方向性をお示しいたします。

「福祉避難所について」は、辻堂市民センターから前回、定義をご説明させていただきましたが、危機管理課からも意見を聞きたいとのご希望がありましたので、本日、危機管理課も入って検討していただきます。また、津波避難時の動線についても、本日ご確認いただければと思います。

特に、道路と津波避難動線につきましては、基本設計をまとめるに当たり、このタイミングで建設検討委員会が考える方向性を示していただきたいと思います。

続きまして、陳情についてです。平成29年9月市議会定例会において、辻堂市民センター等再整備を基本構想策定からやり直すことを求める陳情、陳情29第16号及び、辻堂市民センターを移転するには住民の意向をアンケート調査で把握し、移転に対する是非を問う住民投票を実施するよう市に求めた陳情、陳情29第17号です。この二つの陳情が一括して審議され、いずれも「趣旨不承」となっています。

辻堂市民センター・公民館、消防出張所の改築事業に係るものですので、要旨をご説明します。

まず、基本構想策定からのやり直しを求める陳情第16号についてです。陳情の趣旨は、建設検討委員会が「緊急アンケート」を実施したものとした上で、市民センター、消防出張所が北側に配置されることが日照権の問題で法律上は不可と示されたため、アンケート回答者が事業用地の北側全体を使って建物を配置しないことを前提に意見を出したため、事業用地の南側に建物を配置した場合の意見のみが住民意見として扱われたという主張です。従って、基本構想を土台として進めている基本設計案を即刻中止し、基本構想の策定からやり直すよう求めるというものです。

これに対する市の考え方は、辻堂海岸団地自治会が「緊急アンケート」を独自に行ったものと確認した上で、アンケートに記載された個々のご意見、ご要望は、北側とか南側といった建物配置に拘わらず配慮、検討すべき事項と捉え、再整備計画に反映できるものは反映してきたという経過を踏まえ、今まで議論を積み重ねた基本設計案で検討を進めていくとの考えを示しています。

次に、市民センターの移転に関するアンケート調査と住民投票の実施を求める陳情第17号についてです。これはメリット、デメリットを列挙し、現在の市民センターを改築工事によって使用し続けるという可能性を示した上で、辻堂地区住民に限定したアンケート調査と住民投票の実施を求めるというものです。

これに対する市の考え方は、消防出張所、地域包括支援センターなどの複合化を進めるためには現在の敷地が狭隘であることから、移転による再整備を進めてきたという経緯を説明しています。今後、更に進展する高齢化などを踏まえ、多機能化による利便性の向上、地域の核になる拠点の形成、利用者世代間の交流促進による賑わいの創出といった大きな課題がありますので、住民の皆さんと協働して積極的に取り組むためにも、新たな施設でそれぞれの機能が重層的に発揮されることが必要不可欠であり、ハード、ソフトの両面から最大限活用したいという考えを示しています。

なお、議論の詳細は、後日、議会事務局が作成する議事録が出来上がり次第、建設検討委員会の資料として委員の皆さまに配布させていただきます。

続きまして、3つ目の「傍聴人からのヒアリングについて」です。前回、会議の最後にA委員から、建設検討委員会とは別に、傍聴人からのヒアリングの機会を設けてほしいという提案がありました。これについては、基本構想や基本設計に立ち返ることなく、今後の建設的な検討に資するご意見をいただけるものであれば、ヒアリングの機会を設けてまいります。その際には、対象者を傍聴人に限ることなく、地区住民全体を対象として実施したいと考えています。報告は以上です。

委員長

それでは議題の「(2)検討事項」に入らせていただきます。辻堂海岸団地自治会長から、本年9月19日付で、私、建設検討委員会の委員長宛に、今回の議題として「2015年9月の緊急アンケート」を取り上げてほしいという内容の文書を頂戴しました。

これについて、委員の皆さまにお諮りしたいと思います。その前に事務局の考えを確認したいと思います。

事務局

それでは、事務局の考え方を説明いたします。

次のことから、議題として取り上げないこととしたいと考えています。「2015年9月に実施された緊急アンケート」は、建設検討委員会が依頼したものでないこと、それからアンケートに記載された回答は、先ほどもご説明したとおり、建物配置に拘わらず配慮、検討すべき事項として捉え、建設検討委員会で検討し、再整備計画に反映できるものは反映してきたこと、また、このアンケートを議題として取り上げることは基本構想に戻って検討することになることから、議題として取り上げないこととしたいと考えています。

委員長

今、事務局から「アンケート」について説明がありましたが、委員の皆さまからご質問・ご意見をいただきたいと思っておりますので、お願いします。

A委員

今の答弁、分かったような、分からないような感じですが、自治会長が独自に行ったものと言っておりますが、「緊急アンケート」を出すに当たったことで、人権問題にも関わってくるかと思っておりますので、討議していただきたいと思っております。

議会でも議員が言っています、地域の方とちゃんと話し合いをなさないと。この間の議会でも、検討委員会に私が入っているのに、なぜ検討委員会でもちゃんと話し合いをしなかったのかと言われております。ですから、ここで取り上げていただきたいと思っております。

議会で言われていることとここで言っていることが食い違っていることが多々あると、私は思うんです。ですから、住民が不満を持ってしまうと思うんです。駄目なものは駄目、いいものはいいと明確にガラス張りであれば別にどうということもないと思うんですが、そうじゃないことがあるわけなんです。ですから、なんとなくモヤモヤとブレそうになったんで、私は市議会に今回こういうかたちで出したわけです。「不了承」になったからといって、それで済ませられるものではないと思うんです。検討委員会は何の検討委員会なのかということ、きちっとしなくちゃいけないと思うんです。私たちはボランティアです。だったら検討委員会がなくなっちゃいけないじゃないですか。全体説明会を何回もやって下されば、結構だと思います。検討委員会は何なのかを質することが、私はまた追及するようになっちゃうと思うんです。住民の方はそう仰っているわけですから、私は住民の意見を背負ってきているんですから、私個人の意見じゃないんです。

B委員

検討委員会の役割を考えますと、新しいセンターが持つ機能とか改築に係る諸課題を検討するというのが、検討委員会の設置要綱に役割として出ています。これは藤沢市から、これらの項目についての検討をこの委員会にするように諮問されたとは私は理解しています。

それに対して答申するのが委員会の役割だと思っています。その答申を受けた市は、その答申を参考にしてセンターの基本構想とか基本計画というものを策定して、市議会に報告して、センターの建設を行うという役割分担だというように理解している。

その検討委員会で何をやってきたかという、2015年6月から基本構想について検討し、答申を行いました。2016年10月からは、基本計画について検討を始め、現在に至っているわけです。その中で、どういう機能を持つべきなのかとか改築に関する諸課題というものを、この委員会の中でやっているだけではなく、関係する機関とか団体とか住民とかから、意見を聞く場を設けています。

地域住民との会合は5回やっています。近隣住民との会合も7回やっています。公民館サークル等と4回やっています。センターの近隣機関と8回やっています。これらの機会を通じて、得られたさまざまな意見を組み入れて、基本設計案を、市が設計事務所をお願いして、それが毎回のようここにフィードバックされてきました。

いろんな意見がヒアリングの中から出てきて、それを完全に一本化するのは難しいと思います。ハードルが高いと思います。私が思うのは、検討委員会というのはセンターの建設に対して意思決定をする機関じゃないわけです。センターの機能と改築に係る諸課題を検討して、これを市に答申する機関だと理解しています。委員会としては、これまで広く意見を吸い上げて、このように何度もやって、多方面に吸い上げてきたと思っています。

さまざまな意見を参考として、策定された案がここに出ていますし、でもまだいろんな意見があるのも確かです。ここに出した一つの案と色々な意見を付けて、市に答申を行うべきだと思います。市は委員会の答申を参考として、基本設計を策定して、市議会に報告して、建設を進める方向にいったほうがいいと思っています。

全体としての検討委員会の役割をベースに話しましたが、いろんな課題をここで全て解決をするという役割はとても持っていないし、それはまた諮問された者としてやるべきではない。でも、その広く意見を吸い上げて、こういう検討をしてきたけれども、なかなか解決に至っていないということも答申して、あとは市に任せて、その検討をするべき市議会に判断をしてもらうのが、われわれができる最後の、というか精一杯のことだろうと思っています。これは私の意見です。

C委員

建設検討委員会の第1回目は2015年6月だったと記憶しているので、会議が開かれた後、この団地の自治会の方が、この場所に移ってくるための基本構想段階のアンケートをお取りになったものと思っています。

そうすると、この「緊急アンケート」は基本構想段階のアンケートであり、なんで今更、基本設計に入った段階で基本構想に戻すような審議をしなくちゃならないのかが、私には理解できない。この時間軸を元に戻すようなことを、なんで今、持ち出さなくちゃならないのか、私どもに理解できるようにご提案の趣旨をお聞かせいただけたらと思います。なんで基本構想まで戻して、ほぼ議会においても基本設計は固まったという理解でいるのを、基本構想段階まで戻すような議論を、今更しなくちゃならないのかを、もう一度ちゃんとお説明いただけたらうれしいのですが。

D委員

今、お二方が発言されたように、特にB委員の最初の発言はきちんと整理されて、経緯も確かにそうであったと思います。言われた意見には、基本的に同意します。同じ考え方を持っています。

一方、この話を「緊急アンケート」云々、広く声を聞くべきだと、とても美しい言葉で言われました。そのとおりです。これを否定する人は誰もいないですが、今、基本構想から基本設計に入り、その基本設計の先がもう見えた段階で、いろんな声も出てきたので、それを市では議会に対し、少し延ばしますと。延ばしてもう少し意見を聞いて詰めていきますというところまでやっているわけです。

よって、私はこれを基本構想にまで戻して、「緊急アンケート」の初めの段階から入っていく方法には反対です。現状のままで、スケジュールに基づいて進めていくことが適切だと考えています。

A委員

本来は基本構想と基本設計は違うものなんです。私の認識ではそう思っているんです。皆さん、住民の方もそう仰っているわけですよ。

藤沢市は基本構想イコール基本設計と言っているわけですが、本来は基本構想の手直しをし、位置等も考えて基本設計ができるはずなんです。ですから、藤沢市が基本設計は基本構想と同じであると言うんならば、その基本構想に戻りなさい、戻ったらいかがですかということなんです。確か国交省はそう言っているはずですよ。

公共建築課

議会でもお話ししたと思うんですが、基本構想イコール基本設計ではありません。

今回、辻堂市民センター改築事業においては、施設の複合化という課題があり、その検討から入る関係で基本構想というワンクッションを取って、そこで配置や各フロアのレイアウトなどを詰めるという基本構想の段階を設けています。それ受けての基本設計ですので、基本構想イコール基本設計ではなく、基本構想で取りまとめられた配置に基づいて、基本設計はそれを検証して進めるというスタンスでやっています。ですから、基本構想で固められた配置についてほぼ位置が決められたものを、基本設計で比較検討するのではないです。

普通、今まで市民センターくらいの規模の設計委託であれば、基本構想ではなく、基本設計から始める場合がほとんどです。その時は、おっしゃられるとおり、基本設計の時に配置計画から考える。今回は、先ほどお話ししたとおり、複合化という課題があったので、基本構想は施設の複合化をどうやっていくか、その辺から入る関係で基本構想から始め、その基本構想で配置を検討しました。ですから、今回は基本設計において配置の比較検討はしない、というスタンスでやらせていただいています。

A委員

じゃあ、配置はどこの段階で決めたんですか。

公共建築課

基本構想です。

A委員

基本構想は、この議事録を見ますと、第2回目の時に出ているんです。私たちは、議事録しか追うことができませんので、議事録を見るといろいろと出ているわけです。

このアンケートを取ってくれじゃなくて、一度、議事録に表記された「E氏」にこの件を持ち帰っていただき、住民に対して説明してもらっても良いかと委員長がおっしゃっているんです。住民って、私たち辻堂海岸団地のことだと思うんです。E氏が分かりましたと言っているんです。ですから、このアンケートは自治会長名が出ています。ですが、そういうふうに言われてきているから作ったものであって、本来は会合を持つべきだったのではないかなと思うんです。

ですが、そこができない。どうしたらいいかと自治会長が苦勞して、案を作ったんです。その案では、北側に駐車場とテニスコートを配置しています、それから、市民センターが北側にくるのは日照の問題で不可なので、テニスコートもしくは駐車場を、1号棟、2号棟に面した場所に配置する必要があると明記しているんです。役員会にかけたところ、それでは分かんないじゃないか、大変だということで、この「緊急アンケート」になったわけです。一晩で考えた。

本来はそんなことではなくて、E氏が私たちの所へ来て説明会を開くべきではなかったのかということです。そのところを、私たちが突いている。E氏は「分かりました」と言っているんです。そして委員長が「住民に対して説明してもらっても良いか」と言ってるわけですから、そこをきちっと住民に説明していただきたいと思います。

事務局

事務局から今の件について、ご説明します。

先ほどの陳情の内容とも重複するのですが、この「緊急アンケート」は建設検討委員会が作成や実施を依頼したものではなく、あくまでも建設検討委員が、周辺自治会の会長さんたちに、その検討結果を説明する中で、もし何か意見があったら教えてほしいという話しをし、それを受けて、辻堂海岸団地自治会長さんが独自に「緊急アンケート」を実施されたという経緯です。その作成の内容、それから取扱いについて、事前に何か建設検討委員会で知っていたということはない、というのが市の見解です。そうは言っても、いただいたアンケート回答については、建物の配置に関係なく取り上げるべきだろうということで、検討していく要素として検討の中に入っています。このことから、そのアンケートをないがしろにしたことはなく、基本構想にもそれは反映されていると考えています。

つきましては事務局としては、この検討委員会の中では、建設検討委員会が「緊急アンケート」を依頼したものではないということと、そのアンケートの回答内容については、基本構想を策定する上で検討してきたということを確認していただければよろしいのかと考えます。

辻堂市民センター

A委員からのご提案は、ここの建設検討委員会の中で「緊急アンケート」を議題にするようにというお申し出かと思えます。ただ、このアンケートが実施されたのは2015年9月ということで、そのあとに地区全体説明会であるとか、例えば近隣の皆さんへの説明会だけでも7回ほど開いております。その機会にたくさんのご意見をいただいておりますので、その中では当然、そのアンケート結果と同様のご意見もありましたし、他にも北側の配置計画を出した上でのご意見もいただいておりますので、今この場で、また最初の「アンケート」に戻って議論するのは適切ではないと、私は考えています。

C委員

私もそう思います。また戻るの、申し訳ないが、何かおかしい。

A委員

今、何かおかしいとおっしゃっていますが、何かおかしいからおかしいと出しているわけです。

D委員

いや、A委員の言われたその発言について、内容的に違うんじゃないかと。おかしいというのはそういう意味で言っているの、意味を取り違えていませんか。

C委員

委員長決裁で、進めていただいた方がよしいんじゃないか。

A委員

私が何故そういうことを言うかという、今年の3月に議長声明が出ているわけです。市の方に合意形成をせよと。これじゃ、合意形成にならないじゃないですか。住民の合意形成を取るように、出しているはずで。新聞にも載っているわけです。

B委員

合意形成を取ることが、ここの役割だと言っているんですか。

A委員

市議会として、申し入れしているわけです。

B委員

いや、それはこの検討委員会が市民全体の合意を取ることが役割だと言っているのですか。もしもそうおっしゃっているんだったら、そのことを議論しなきゃいけないと思います。われわれはそれを承知して検討委員会を始めたわけではない。それは、ほとんど無理なことだ。それで、無理だとしたら、この公共施設というものは全てとまりません。

そこで、どのくらいの努力をしているかということが問題となる。委員としては、十分に広く、意見はほとんどちゃんと聞いたと考えている。その後は、市の判断でやってもらうより、仕方がないじゃないですか。

近隣住民の言うことを聞かないから、まだ合意形成が取れていないのだから、最初に戻れというのは、言うのは勝手だけど、実際に市民センターの建替えがそのことのために止まってしまっているとしたら、必ずしも振り返ってみるといいことではないかもしれない。

建替えによって、さまざまなデメリットも受ける人もいるだろうというのは、もうお互い様だ。そこが公共施設を作るところの一番難しいところだと思います。しかも、こういう地域の代表も入った委員会で、合意形成を取るということではないと、私は思うんです。

それについては、市のプロの人に教えていただきたい。それがこの委員会の仕事だというのなら、われわれは議論します。一から戻って、反対があったら全で一から戻って。そこは、委員として委員会に呼んできた市の方に話を聞きたい。私はそういうつもりでは来てないから。であれば、いつまでだってもこの話は終わらないし、そのためにその他の機能の検討もできない。

遅らせることが最大のいいことだというなら、それはそれでいいですよ。建設しない方がいいことだったら、それでいい。このセンターの再利用を考えればいいかもしれない。何だってできる。でも、それを誰が最終的に決めるのかということ、きちんと示していただかないと、こんな検討委員会ではできないですよ。時間の無駄だ。いい加減にしてほしい。

事務局

この建設検討委員会の位置付けというお話が出ましたのでご回答します。

建設検討委員会は、この改築事業について何が決めていくという位置付けのものではありません。また先ほど諮問というお話出ましたが、正確には皆さまのご意見を伺いながら、市が決定をしていくということになります。建設検討委員会でのご意見を聞いた市が、住民合意に努めて、総意の形成を図りつつ決定をしてきたということです。

委員長

私は、個人としてはではなく、委員長としてお答えしたいと思います。

今、皆さんからご意見を伺いましたが、取り上げないという声が多いようなので、この建設検討委員会では、「アンケート」については議題として取り扱わないということで、よろしく願います。

A委員

私は、よろしくじゃないです。やはり公共施設整備における住民の合意形成に関しての申入書が出ているわけですから、市はどういう考えであるかも聞きたいです。

D委員

今のお話ですが、申入書に基づいて、市は今日の会議を開いて前に進めよう、分からないところは質問を受けましょと、そういう場になっていると、私は理解しています。

A委員

時間もだいぶ過ぎているので、私はこれを保留にさせていただきたいと思います。また、住民に説明会を早急に開いていただきたいと思います。

辻堂市民センター

A委員から申し出がありましたとおり、この「緊急アンケート」について議題にするか否かということです。先ほど申しましたように、これが実施されたのは2015年9月で、そのあと地域の皆さんのご意見も伺う機会は7回です。全体説明会もありました。そのことを踏まえすと、十人十色のご意見がございますので、皆さんのご意見が全て一致することは難しいと思っています。十分に近隣の皆さんのご意見も伺ってここに至っておりますので、ここでもう一度最初に戻ってそれを検討することは必要ないと考えています。

したがって、これは保留ではなく、建設検討委員会としては最終的に委員長のご判断にお任せすることになります。結論と言っていただいても結構ですが、この自治会の皆さんが実施された「緊急アンケート」の内容を再検討し、基本構想からやり直すことは、必要はないと考えています。

E委員

賛成です。

A委員

説明会を開いていただきたいと思います。世の中の常識というのがありますので、そのようなことは説明なさらないといけないと思う。

C委員

しつこいようだけど、われわれも建設検討委員会としても、住民意見を聞く場は何回も、先ほどB委員や辻堂市民センターが話したように何回もやった上で意見は聞いてきて、われわれは市に基本構想のご判断を委ねて、市が決定しているんです。もう一つ基本設計も、ほぼ了承されているんです。

それをまた頭に戻ってやるんだなんて、僕はおかしいって言っているんだ。何を言っているのという話になっちゃう。時間をかけて積み上げてきたものにプラスアルファのご意見だったら受けたいと思うが、今更、基本構想に戻って議論をしてくれだなんていう話は、われわれ建設検討委員会から言えるような言葉じゃない。これだけお金かけて、市がもう決定していることを、なんで戻せなどと言うのか、私には理解できない。

B委員

私はどうしてもそれはおかしいと思うんだったら、何でも言っているいいと思うんです。言うことを否定するもんじゃない。

でも、それは建設検討委員会で言う議題ではない。もう既に話が進んでいるんだから、陳情なり訴訟なりをなさればよろしい。それをここでやってくれというの、物事をひたすら遅らせようとしているとしか思えない。

やるんだしたら、それはそれでまた全部やり直しになって、またこういうことを検討しろというのであったら、また私は参加してもいいけれど、それは筋が違うと思います。意見が聞けてないから全部やり直さなきゃいけないというのは、ほとんど言い掛かりに近い。

A委員

なぜ出したかっていうことは、議会でも建設検討委員会の中できちんと話し合ったらよろしいのじゃないですかと議員さんが言っているわけです。ですから出しただけで、私は別に。

話し合いをしてはいかがですかという言葉も出ているわけです。あなたは建設検討委員会の委員だったでしょうと言われているわけです。なぜ議会へ持ってくるのか、場が違うんじゃないかと。その前に建設検討委員会の中で話し合いをした方がいいのではないかと。

事務局

今のお話ですが、陳情の最後の討論の中にそういったお話がありましたが、建設検討委員会に持ち帰るという前提ではなかったと思います。議会で、陳情として出される前にそういったことは議論なされたのですか、というお話だったと思いますので、付け加えさせていただきます。

委員長

それは何月何日ですか。

事務局

9月11日の総務常任委員会です。

D委員

大体全体像が見えてきたので、委員長裁量で進めていただいていた方がいいかと思います。

委員長

それではただ今、私が委員長としてお答えさせていただきます。検討委員会で「緊急アンケート」を議題として取り上げないということで、ご了承ください。

D委員

分かりました。

A委員

最後に言っておきます。私たち住民は了承しておりませんので、よろしくお願いします。

委員長

それでは議題の「(2)検討事項」の「周辺道路について」を、事務局から説明をお願いします。

事務局

スライドでご説明しますが、概略をお手元の資料でもご確認いただきたいと思います。3枚図面があります。道路に関するもので、1枚が「現況交通図」と書いてあるものです。

計画敷地で灰色に塗られている部分の「D」と「E」の間は、南側道路といいますが、現況では東から西に向けた一方通行となっています。また、この計画敷地の西側道路の「J」から「E」は、双方向通行となっているのが現況です。

資料としては、次に「計画交通図」というのがあります。この内容は、今までの建設検討委員会の検討を踏まえた提案の内容になります。計画交通図の「D」から「E」の南側道路を双方向通行にして、東からも入れるし、西側からも入れるというかたちにして、この施設を利用する方の車両が、駐車場を出て東側の大きな通りに抜けられるようになっています。

また、施設利用者の車両が辻堂海岸団地に入り込まないよう、「J」と「E」の間の西側道路を北から南に向けての一方通行としています。そうすると、施設利用者の車が駐車場から出て西側に行っても辻堂海岸団地に入り込むことができず、そのままマクドナルドの方に抜けていくというものです。

当初は 50 台程度の駐車場の希望がありまして、基本構想では 30 台としていましたが、市民センター・公民館の機能や利用者の動線、風致地区にかかる緑地面積の検討を進めますと、基本設計では一般車両が 16 台となりまして、交通量が少なくなる見込みです。また、前回、現況どおりで、南側道路を一方通行のままとすることをご意見がありました。この提案の内容で進めていく場合には、周辺自治会の賛同を得ないと基本設計は進まない。それを踏まえて、本日は現況どおりとするか、今まで検討してきた提案でいくか、この建設検討委員会の考えとしての方向性を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長

皆さま、ご理解いただけましたでしょうか。

皆さんにご検討いただき、どちらがいいかということについて、ご意見を頂戴したいと思います。

C委員

今度、予定地の北側通路は、自動車を通れなくして歩行者専用にするのでしたか。また、自転車の通行はできますか。

事務局

北側道路につきましては、まだこの検討の中に入っていません。

ただ、ご意見としては北側道路に車止めをして、歩行者専用とする案もありました。

C委員

できれば今日、合わせて提案いただいて、そのとおりでいいのかどうかを、南側、西側、北側の 3 点について決めた方が良くと思う。北側だけ残すことは、おかしい。

事務局

提案の内容として、追加でご説明します。

この計画敷地の北側道路の「C」と「J」の間の道路ですが、ここに車止めをして車両の通行をできないようにし、歩行者専用道にすることを提案に含めます。

A委員

ここは私たちの住民の関係するところなのに、住民の意見を聞いてない。

ここは今の環境を壊さなければ問題はないと思う。車止めをすとなると今の環境は違って来るわけですから、そのところはまた第 2 の「緊急アンケート」みたいな問題になると困るので、住民の意見を尊重していただきたいと思っております。そこは生活道路なので、車止めがいいと思っても、その他の車を利用する方が困る。今実際に、車が通っているわけですから。

事務局

これは各戸に、例えば西側にあるライオンズマンションさんとかに伺って、ご意見をお聞きしてまいりました。南側道路については、夜間等の違法駐車が増えると困るので、ガードレールを撤去することなく現状のままを望むという声もありました。住民の声ということであれば、そういうお話があります。

また、説明の中でも申し上げましたように、当初 50 台という大きな駐車場を想定していたのですが、現在 16 台程度の駐車場ということになりました。そうすると、交通量も大して増えないと想定されますので、その辺りも含めてご検討いただければと思います。

事務局

もう一度、補足をさせていただきます。

〔委員からおっしゃっていただいたように、この周辺の道路を考えるに当たっては、南側、西側、北側をトータルで考えてどうするかをこの場でやっていただくというのが今日の趣旨です。北側は置いておいてということではなく、トータルでどうするか、現況を少しでも変更するのか、しないのか、極端に言うともうそういうことです。

要するに、双方向通行だったところを一方通行にすることも現況を変更することですし、一方通行だった所を双方向通行にするのも現況を変更することになります。また、ガードレールを外すことも現況を変更することになります。北側を車両通行できないようにポールを立てることも現況を変更することになります。その辺を一体として、どうすればいいかをここでご検討いただいて、「こういう方向にするから、では住民の意見を聞きましょう」ということになるのかも含めて、今日ここでご議論いただければと思います。

委員長

今、説明がありましたとおり、南側道路を双方向通行にして、西側道路は「H」から「E」までの間の内、「H」から「J」までを現況どおり双方向通行にして、「J」から「E」までを北から南に向けた一方通行に変更する。それがこの図面になっています。ライオンズマンションの前と砂山市民の家と木曜クラブの間が一方通行となります。

北側道路の「C」から「J」、及び「B」から「I」の利用は、今までどおり双方向通行ですから、どちらにでも行かれるようになっています。

辻堂市民センター

A委員からおっしゃっていただいたとおり、道路は最終的に近隣の皆さんがどういうふうにするか、迷惑がかからないかということがメインになると思います。先ほど、事務局から説明があったとおり、ライオンズマンションの方は現況を望んでいらっしゃるということです。前回、辻堂海岸団地から選出されているA委員から説明していただいたのも、現況ということだったと思う。

建設検討委員会の場では客観的に考えていただいて、どちらが安全であるとかをご議論いただくことです。ただ、ライオンズマンションさんもA委員さんの自治会さんも現況の方がよろしいというご意見であれば、その辺を踏まえてご議論いただきたいと思います。

A委員、何か変更した方がいいとか現況の方がいいとか、もういちど説明をお願いします。

A委員

私たちはあくまでも環境を壊さない、トータルに現状を維持する、日照もトータルに環境を壊さない建物を作っていただきたいというのが希望です、交通も全部含めて。

ということは、道路は現況そのまま。特に、南側道路は通学路ですので、十分に気を付けてやっていただきたい。南側道路の「D」から「E」です。

事務局

南側道路の「D」と「E」の間は、今、通学路にはなっていません。北側道路の「C」と「J」の間が通学路になっています。

A委員

いえ、南側道路は学童保育に行く子の通学路なんです。

事務局

通学路指定ということではないが、子どもが学童保育に通っているということですね。

A委員

中学生も通っています。

委員長

北側道路の「C」から「J」及び「B」から「I」の間は現況のままの方が宜しいですか。

事務局

今は全てをトータルで考えて現況のままか、それとも変更するかという話です。今、A委員のお話ですと、日影もそうですが、できるだけ生活環境を変更しないようにというご意見だったと思います。

委員長

ですから、変更するのは南側道路の「D」から「E」、西側道路の「J」から「E」の間だけです。それ以外は手を付けないということですよ。

事務局

それをここで検討しましょうということですよ。A委員は何も変えないというご意見だったと理解しています。これまでに検討してきた経過があるので、他の委員の方はどうでしょうという確認をしていただきたい。

A委員

西側道路の「J」から「E」は変わりますよね、一方通行に。それを住民は知らないわけですから、ここで仮に案として決めてくださるのは結構ですが、住民の意見を尊重してくだらないと困ると思うんです。それには説明会を開いていただかなくちゃいけないと思います。ライオンズさんも同じことだと思うのですが。

市民自治推進課

その住民の意見というのが、現況どおりということではないのですか。

A委員

現況ですが、こういう案が検討委員会が出たよということを知らせてほしい。

市民自治推進課

前回、この資料は1回お見せしています。それから1カ月が経っていますが、自治会の方への説明はどうか。

A委員

説明会は、開いていませんよ。それは市がやるべきものだと思います。

市民自治推進課

自治会の代表として出ていらっしゃると、さっきおっしゃっていましたよね。

A委員

私は建設検討委員会から「説明してください」と命令されてるわけじゃないので。

事務局

それではまとめさせていただきます。

今もし仮に、提案の方向でいくということであれば、当然ながらその方向でこれから地域の住民の方々にご説明をし、それからご理解、ご納得をいただき、警察との協議ということになっていきます。

ただ、今の現況の交通内容で方向性を決めるということであれば、機会を捉えて地域の住民の方々にご説明をしていく際には、現況どおりですというお話をしていくことになると思います。

委員長

今言っているのは、南側道路の「D」から「E」までを双方向通行に変更し、西側道路の「J」から「E」までを北から南に向けた一方通行に変更する。北側道路はそのままの双方向通行にするというのが提案です。

D委員

今日は方向性を決めたいということで、3カ所の道路についてあらずじを決めたいということです。示された資料は「現況交通図」と「計画交通図」で、今、私は「計画交通図」を開いています。私はこれを個人的には了承しています。

委員長、これを取り計らっていただいて、3本一緒にこれでよろしいかどうか。この「計画交通図」の了承を得られるかを、この場で決めていただいて、それから次にその説明が必要あればこのことをご説明いただくといいんじゃないかと思います。

委員長

今、D委員からお話がありましたとおり、南側道路の「D」から「E」までを双方向通行にする。西側道路の「J」から「E」までは北から南に向けた一方通行にする。それ以外は現況どおりでいく。

E委員

それでいい。

C委員

北側道路の「C」から「J」は現況どおりですか。

D委員

現況どおり。

委員長

現況どおり。西側道路の「H」から「J」までについては、現況どおりということで皆さんにご了解いただければ、これを地域の住民の方に説明をしていきたい。

D委員

了承します。

A委員

いいです。質問ですが、西側道路の「J」から「E」は北から南に向けた一方通行になりますが、「E」地点で車は左右に行くことができますか。

委員長

出られます。

A委員

ということは、西側道路の車の量が多くなりますよね、一方通行でも。

委員長

西側道路を抜け道に使いますかね。

A委員

はい、非常に使います。

E委員

逆に、西側道路が双方向通行だったら抜け道に使う。だから一方通行の方が絶対にいい。

このガードレールは僕らが作った。なぜかという、その当時は辻堂団地の駐車場が整備されてなかったの、この道路に車を置くから、それじゃ危ないということでガードレールを作ったわけです。

ところが今は、辻堂団地の駐車場が全部確保されていますから、僕は正直言ってできるだけ右に抜けて行ってもらいたいわけです。

A委員

そうです。

E委員

北側道路は特に生活道路ということですから、様子を見ながら考えてもらえばいいと思う。

西側道路を今は県営住宅では使っていませんから、あそこを通るのは学童の人とか、例えばライオンズの人で、自由に行き来をしているが、西側道路はやっぱり一方通行の方がベターだと思います。

委員長

私もそこに住んでいたことあるので、例えば、西側道路を一方通行で来ると、もう1回浜見山の方に戻りたい時は、「F」の交差点から住宅街を抜けるかたちになりますが、よろしいですか。

D委員

今、計画交通図はそうなっていますよ。

それで、西側道路はE地点で左右に曲がるので、南側道路は双方向だから、施設を利用する人も使うけれども、OKでしょう？

E委員

そうじゃなくて、例えば東側道路の「B」から入る場合とか、「H」から入る場合もあります。「B」から入る道路は双方向通行ですので、車が入ってきた時は基本的には左へ曲がって、西側道路の一方通行で「J」を通って行きます。そして市民の家とかに何か用事があった人は、南側道路に出る場合は、E地点で全部右に出てもらいたいと言っているわけです。

C委員

右折のみね。

E委員

そう、右折だけにしてもらいたいってことです。

委員長

今も右折だけですからね。

E委員

そう、センターの方には曲がらないで欲しいということですよ。

委員長

そうすると、もう1回センターに戻る時には「F」地点から住宅街に入らないと駄目でしょう。団地の所ではUターンできませんから、必ずこの団地の中を通らないと出ていかれない。

E委員

この間も話をしたと思うんですが、県道に出ると、県道から入って来られる道というのはOKストアのとこしかないんです。県道は辻堂団地からOKストアの間には信号がないため、迂回路は辻堂団地をぐるっと回って、海浜公園の交差点を左に入ってこないといけないんです。だから僕は逆に、そういうかたちでやってもらうしかないと思うんです。それが一番環境は壊れないでしょう。一番安全だし。

F委員

安全で、あんまり環境に影響がない。

E委員

それが一番この住宅地には影響がないんです。

事務局

今のお話ですと、「現況交通図」でもなく、「計画交通図」でもなく、また別の話ということでしょうか。

D委員

折衷案じゃないですか。

F委員

今のは、そうです。

B委員

だから私は、昔から言っているように、南側道路のうち、この駐車場から東の部分だけを双方向通行にして、駐車場から西の部分を一方向通行にしろと言っている。

事務局

そういう話は関係機関との協議の中で、双方向通行を途中から一方通行にするというのは危険だと指摘を受けている。

B委員

難しいんだろうな。

E委員

僕も住民のみんなも、西側道路のE地点を左へ曲がってもらったら困るということです。あくまでも西側道路からは、E地点に看板を付けて右にしか行けませんよとしていただきたい。

ということは、センターには西側道路からは入って来られないという方向でやってもらいたい。ですから、あくまでもセンターは東側道路の「D」からしか入れませんよというかたちにしたい。これは私からの提案です。

委員長

「A」へ行きたい時に、「F」から入れますって言っているんです。この「F」から北側の道路に入って「A」に出られる。

E委員

今、委員長が言うのは、F地点が鋭角だから危ないし、団地の中に入って来る車が増えるのではないかということ。

G地点を左折して、辻堂団地の信号を左折して突き当たりを右折し、さらに高砂保育園の角の突き当たりを右折した先の県道との交差点には信号があるので、ここで右折できるんです。そこから浜見山に向かうのが1つです。

それからもう1つは、南側道路を西に行き、G地点を左折して、ぐるっと辻堂団地を回って、海浜公園の前を通過して、センターの前の東側道路に出て浜見山に向かう。

これしかない、そういう点ではここはすごく不便です。

事務局

辻堂海岸団地1号棟、2号棟の方が、例えばOKストアの方に出る時は、北側道路の「I」から「B」を通るわけですね。

E委員

北側道路を通ればいい。茅ヶ崎方向に行きたかったら、H地点を左折して出ていく。

事務局

ライオンズマンションの人がOKストアの方に行きたかったら、どう行くのですか。

西側道路が一方通行になったら、どうするのですか。

E委員

西側道路が一方通行になったら、車ではH地点には上がれないから、南側道路を西に行くしかないです。

F地点が、例えば問題がなければこれを曲がればいい。

B委員

だって、ライオンズの駐車場が面してない。

事務局

現時点でも、J地点には車止めと書かれているように、この「J」からは西には車が通れないようになっている。だから、ライオンズマンションの駐車場は「E」から「G」までの東から西に向けた一方通行の道路に面していて、この道路で出入りしている。

この道路で出入りするということは、東から来てライオンズマンションの駐車場に入って、出るときは西に向かって出るのですか。

E委員

そうです。

事務局

そうすると、出てから真っすぐ行って、G地点まで行くかもしれませんが、F地点を鋭角に曲がることもあり、現状と同じですね。

A委員

私たちはそれで回りますが、ライオンズマンションにお住まいの方の駐車場が問題になってくると思うんです。ですから、ライオンズマンションと私たちの団地で、説明会を開かなければ駄目だと思う。ここでこういう案は出ても、ライオンズマンションさんは一方通行になると車が入れないですね。

西側道路が一方通行になると、D地点から入り、E地点を通り、F地点を曲がらないと行けない。

E委員

いや、要するにライオンズマンションの駐車場には、「E」と「G」の間の道からしか入れない。車はこの道の出入り口しかない。ライオンズマンションの北側道路はもう完全に車両両通行止めになっているから、西側道路が北から南に向けた一方通行でも、そうでなくても、どちらにしてもぐるっとE地点から西に回って入るわけです。

A委員

だから、今までE地点を北に抜けてずっと入れたけど、E地点を西にぐるっと回らなきゃ行けなくなるのじゃないか、ライオンズさんは。

E委員

南側道路を西に向かって行き、この一方通行の道しかライオンズマンションの駐車場は面していないので、このまま入れればいいと言っている。

A委員

そこから入っているのですか。

E委員

そう、全然問題ない。

C委員

委員長、この原案で、われわれは建設検討委員会です承したので、説明していくことでよろしい。

委員長

それでは、時間のこともありますので、今のこの案で、できるだけ早い時期に説明していきます。この提案でよろしいですか。

事務局

今、E委員の提案の中で、西側道路を北から来た場合に、E地点を右折のみにするというのを含めて方向を決めていただきたい。

B委員

それは説明会の時に、いろいろなアイデアが意外に出るだろうから、そこで選べばいいのではないか。左折禁止で右折のみとする案と、右左折とも可とする案の両方を加味しておいて、説明会で問題が提起されたら、それから左折禁止右折のみにするという案を取り入れる。右左折とも可とする案にするメリットがなく、デメリットばかりだったら、今考えてもいいが。

E委員

ただ1つ、現状で考えなきゃいけないのは、センターの中にテニスコートもできるから、その所は双方向通行でも構わないが、台数が混まないようにしなきゃいけない、人が通るから。基本的に、「J」から「E」に下がってきた時は、左折禁止右折のみとするほうが理想的だと思う。

委員長

実質的に、駐車場の台数が25台位の台数で少ない。

A委員

それでも多い。

E委員

まあまあ、A委員、少ない、少ない。

委員長

できるだけ早く説明会を開きます。

それでは、議題(2)の「福祉避難所の位置づけ、津波避難動線について」に入ります。

B委員の提案で、市の危機管理課においていただきましたので、ご説明いただきます。

危機管理課

検討事項では、「福祉避難所の位置づけ、津波避難動線について」となっていますが、私の方で「福祉避難所」の位置づけについて簡単に説明させていただきます。資料ですが、ホチキス止めで配った右上に「第27回」と手書きで書いた資料になります。こちらは「藤沢市地域防災計画」から抜粋した資料になります。

市民センター・公民館は災害時の一番大きな役割としては「地区防災拠点本部」といった役割を持つこととなります。この1ページ目と2ページ目は、その役割を簡単に記載してあるものですが、大きく言わせて、地域の情報拠点になるといったところです。そこで地域の司令塔といった立場で、さまざまな情報を集約し、地域のニーズを吸い上げて、市の災害対策本部の方に情報を送ります。災害対策本部は、その情報を受けて「地区防災拠点本部」の情報を流したり、あるいは物資を流したりしますので、まさに地域と本部の間に入って、そこを中継するような重要な役割を持っていると考えています。

その中の1つの機能として、「福祉避難所」といった機能があります。「福祉避難所」ですが、「要配慮者」のうち、避難施設での生活が困難な方が、協定を結んでいる福祉施設へ移動する間、一時的にこちらで避難していただく場所になります。時間的には数時間から場合によっては数日間に及ぶことも考えています。

そこで、「要配慮者」の方とはどういった方かということですが、資料の4ページで、一番上の所に下線を引いてあります。災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取ることが困難である方々や、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に他者の配慮を必要とする方々を「要配慮者」と言います。

「要配慮者」の方とは、下のくくりを見ていただきたいのですが、高齢者の方、障がい者の方、要介護者の方、あるいはその下の方に妊婦とありますが、妊婦と産婦の間の妊産婦と読んでいただければと思います。乳幼児、未就学児童、児童生徒、外国人の方、災害発生時に負傷された方を、非常時には「要配慮者」といいます。幅広い捉え方になっていて、具体的にこの人という言い方ではありません。普段、特にそういった支障のない方も地震で慌てて起き上がってギクッリ腰になった場合も、配慮が必要となる方として「要配慮者」に当たります。

その中で、「避難行動要支援者」といったものがあります。こちらは定義が決まっていますが、この真ん中の二重線の太枠の中に入っていますが、高齢者、障がい者、要介護者の方で、高齢者の方では、例えばひとり暮らしの高齢者で75歳以上の方、といった定義をさせていただいております。こういった方々の名簿をお作りいたしまして、同意をいただいた自治会や町内会で、災害時の避難行動などを支援していただく制度になっています。

「要配慮者」ですが、3ページに戻っていただきたいのですが、具体の動きになります。このケースは地震が発生した場合の想定です。フローチャートですが、地震が発生し、右側の矢印で津波発生のおそれがあるような場合や津波警報が出たような場合、まずは津波浸水想定区域から外に出てください。具体的に言えば海からできるだけ離れて、こちらで言えば辻堂駅の方にどんどん向かってください、といったイメージです。

その中で、その区域を出られない、間に合わない方は、津波避難ビルに、新しいセンターも津波避難ビルの位置づけになりますので、そこに避難をしてくださいという考え方になります。

左側の流れに戻りますが、地震発生し避難指示または呼びかけがあった場合、自主避難があります。の一時避難場所に移り、その後に自宅が安全であれば当然お戻りいただく方も大勢いらっしゃると思っています。その後、避難施設に移動され、この避難施設の中には「要配慮者」の方も当然たくさん避難されています。そういった方々には、避難施設の中の大部屋にいていただくことができれば大部屋にいていただきます。それが難しいのであれば各避難施設に「要配慮者」のスペースを作ってくださいとお願いもしていますので、できればそちらで対応していただくことになります。

その中でも、医療が必要になる方というのが、の医療機関へ搬送となります。災害時には市内2ヶ所に「応急救護所」が設置され、市内11カ所に「地域救護病院」といったものが出来上がります。そこに地域のお医者さんたちが集まりますので、医薬品もそこに集まってきます。そこで一元的に救護することになりますが、辻堂地区の近くで言うと、

湘南ホスピタルさんとか湘南太平台病院さんが「地域救護病院」に当たりますので、そこで医療面の対応がされま
す。

また、避難施設の方に戻るのでありますが、その中で「要配慮者スペース」でも対応が難しい、集団生活が難しい、とい
った方々は、右下 の協定を締結した福祉施設の方で受け入れ、避難生活をしていくことになります。

ただ、今の流れですと、その間にこの「福祉避難所」である市民センター・公民館が位置づけられていますので、一
時そちらに移動していただきます。先ほども申したとおり、数時間から数日間になります。

そこで、「福祉避難所」に求められるものは何かということですが、大きく2つと考えています。

1つはバリアフリーです。これはもう当然だと思いますが、移動が円滑にできるとか、あるいはトイレ設備がしっかりし
ているとか、そういったところが挙げられます。

もう1点が、避難されてくる方には集団生活が難しい方がかなりいらっしゃると思います。その中で他人の目を遮る
ものとして、個室やパーティションができればいいのですが、難しければ仕切り板とかでプライバシーを確保して、逃
げてこられた方が安心して穏やかに過ごせるように考えています。

概略は以上になります。

B委員

「地区防災拠点本部機能の充実強化」には素晴らしいことが書いてある。2ページ目の1のアンダーラインに必要
だと書いてあるのが「災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、地区防災拠点本部及び水害避難所、福祉
避難所としての業務の継続に支障をきたすことのないように、老朽化した市民センター・公民館庁舎の建替えを進め
る」。ここは今、建替えを進めているわけで、「非常用自家発電設備の整備」というのが、これはもう計画に入っている
よね。「情報・通信システムの確保」、これは具体的にいろいろとあるでしょうが、最低限どういうものを確保したらいい
のか。他の市民センターの視察に行ったら、電話のコンセントが1個ありました、これが実際です。でも、例えば人工
衛星の通信システムであるとか、いろいろとレベルがあると思うけど、どこまでやってほしいのかが分からない。

あとは「福祉避難所」のところでも質問があります。一昨日、神戸の消防の人と話したのですが、神戸市でも「福祉避
難所」があるんだけど、最初に避難場所にみんな行ってもらい、そこで要請があった者だけを受け入れますと、要する
に彼らは経験からそんなものはできないと思っている。

でも、ここだとそういう流れで書いてないので、みんな来ちゃうおそれがある。「福祉避難所」から福祉施設に行く
と言っても、実際に福祉施設が受け入れられるようになるのはいつになるか分からない。となると、今おっしゃったような
個室を作っていくということになる。「津波避難スペースへの避難経路の検討」と書いてある図面を見てもらうと分かる
んだが、随分、部屋があるんです。ですから、これはいざとなったら使える、そこまでは仕掛けてある。すぐに寝られな
い人もいるだろう。

それから、おっしゃったバリアフリーはしつこく言っていて、だからスロープを作ったりしている。階段の幅が狭いの
で、車いすの両脇を持って上げられる幅があるのか、ちょっと無理なのか。さりとてエレベーターはその時は使えるか。
そうすると、階段に板を並べて車いすで無理やり押すっていうのもあるんですが、そういうのでも事前に用意しておく
のが必要ではないのか。そこも危機管理課から、このくらいはやっておくようにとか、できることなら福祉施設との協
定の中で、何日はできるが、2日、3日後から1週間位でなんとかするから、1週間分の何かは用意しておくようにとか
示してほしい。

せっかく作るのだから。そして市長さんの売りである防災をメインにしているから、是非そこをご指導していただき
たい。できればプラスアルファを付けて、あとおまけでディスカウントできるようにしておけば、最初から要求しないと作る
ものも付かないということもなくなる。ここに来て説明していただいて、ありがとうございました。

危機管理課

今、お言葉をいただいたので、簡単に防災関係で、例えば通信のところですが、新しい設備には必ずWi-Fiの設
備を付けていただくようお願いしています。それと、当然、ここは地区防災拠点本部ですので、無線関係、それも配
線、アンテナを立てる配線も、必要です。後付けでアンテナを立てても、建物内だと無線の受信状況が悪くなります
ので、事前に屋上へアンテナを上げて、その配線が事務所とかの無線機に繋がるようにお願いしています。

それと、先ほどおっしゃられた自家発電設備は必ず付けてもらうことになります。

それに「要配慮者」の方に対するの備蓄ですが、「福祉避難所」としての機能が保てるように、計画を見ていただくと分かる通り、防災備蓄倉庫を建物の中に設置しています。これは、普段使う食料とか毛布とかを置くのは当然ですが、それ以外に拠点本部としての機能を保つための備蓄とか、「福祉避難所」として必要となるものも置きます。何が具体的に必要かはこれから検討させていただきます。

B委員

1つだけ付け加えさせていただくと、周辺に学校とか公共施設が多い。もしも津波でやられた場合に、外部から自衛隊とか警察の支援が来るとすると、その辺りがちょうどいいのです。いろいろな展開をする時に、鵜沼とか片瀬みたいなレベルとは違った機能も必要になって、市役所の代替本部が置かれる感じになると思う、周辺がいいからね。それだけに、ここは少し気を入れて、津波対策をしておけばいいということではなく、もっと大規模に展開できる可能性も含めて、お考えいただけるといいと思っています。

A委員

今のB委員の付け加えですが、ここは北方面の六会とか御所見とか片瀬とかと違います。高層の建物が多い所で、もう津波避難ビルになっている所も多いわけですから、他の地域とは違うと思う。

だから、特色あるものを作っていたかかないと。六会と同じ、御所見と同じ、では困るわけです。海が近いから心配なところもある。それから高齢者が辻堂団地では多い。

半分以上の56%が高齢者で、70歳以上も多い。私たちの所も同じですから、高齢者が多いとなるとこの避難場所でのどうなるのか、寝たきりの人もいますから難しい。ですから、学校とか、その辺のところを考えながらやっていかなくては行けないと、私は思っています。

辻堂市民センター

辻堂地区防災拠点本部長として、ご説明させていただきます。

今度のセンターは、隣に消防もありますし、近隣に学校もあります。そういった面では非常に恵まれた防災拠点です。一方、先ほどA委員からもありましたが、辻堂全体の高齢化率は23%ですが、今おっしゃっていただいたように辻堂団地は、正確な数字で40%を超えています。逆に、SSTとかは10%台で、ばらつきがあります。

そういった意味でも、辻堂独自の拠点は、学校が3校ありますから、今はばらばらになってはいますが、どうやって災害時に融合していくとか、ボランティアさんどう連携するとかは、辻堂地区の防災拠点、地域防災として、防災協議会ともご相談させていただきながら進めていきたいと思っています。

委員長

大変いいお話を聞かせていただいて、今後も期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは「(3)その他」に入りたいと思います。ご意見ございましたら、どうぞ。

委員長

それでは、「その他」はご意見がないようですので、事務局から今後の事務連絡をお願いします。

3 事務連絡

事務局

それでは、検討事項に入っていました「津波避難動線について」ですが、お時間もきていますので、次回の検討事項とさせていただきます。それと、これまでの平面検討図が、今回も資料としてお付けしていますが、これを基に今後、庁内で関係各課のヒアリングを行ってまいります。結果は、適宜建設検討委員会で報告させていただきます。今回を含めて4回の建設検討委員会で、基本設計に係る検討を終了したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

資料についてですが、本日もお持ち帰りいただいてよろしいかと思います。

委員長

傍聴の方、今日の資料をお持ち帰りいただいて結構です。

事務局

会議の整理です。確認・報告事項は、事務局からご説明したとおりです。

特に傍聴人からのヒアリングについては、基本設計、基本構想に立ち返ることなく建設的なお話ができるのであれば、今後ヒアリングの機会を設けていきますが、その際には対象者を地区住民全体にするなど傍聴人に限ることなく実施したいと考えています。

検討事項については、提案された「アンケート」に係る議題は取り扱わないとさせていただいたこと、周辺道路は提案内容を前提に住民に説明して進めていくこととなりました。それから福祉避難所については、危機管理課から、バリアフリーと、プライバシー確保のための仕切り板などが必要ではないかというお話をいただきました。また、要配慮者、要支援者の定義についてもお話をいただきました。

あとは、「津波避難動線について」は次回の検討事項ということになります。確認は以上です。

4 閉会

委員長

それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして、本日の検討委員会を閉会させていただきます。

以上